



Point of Study

自由権が制限されるのは、どのようなときか。また、自由権をめぐって問題とされているのはどのようなことだろうか。

*1 死刑制度の存廃

日本では、死刑が第36条の残虐刑に当たるか否かが争われた事件で、最高裁は死刑を合憲と判断した(1948年)。国際的には、1989年に死刑廃止条約が採択され(1991年発効)、現在、死刑制度を法律上または事実上廃止している国は140か国以上にのぼる。

①2016年に刑事訴訟法が改正され、警察や検察による取調べのうち、一部事件について録音や録画(可視化)が義務化されることとなった。

*2 犯罪被害者の人権

「犯罪被害者保護法」(2000年)により、被害者が刑事裁判で意見陳述をしたり、公判記録を閲覧したりできるようになった。また、犯罪被害者の権利を明記した「犯罪被害者等基本法」も成立した(2004年)。

*3 二重の基準

精神の自由の制限については、経済活動の自由の制限の場合よりも、裁判所は厳格にその合憲性を審査すべきとする考え方。日本の裁判所も、この考え方をとっている。

①刑事手続きの流れと人権保障

「刑事被收容者処遇法」は被疑者を勾留する場所として、警察にある留置場を本来の拘置所に代用することを認めていて、代用刑事施設(代用監獄)とよばれている。被疑者の全生活を支配できるため、自白強要の温床になる危険性が指摘されている。

4 自由に生きる権利(2)

●人身の自由

不当な逮捕・監禁・拷問や恣意的な刑罰権の行使からわたしたちを守るのが、人身の自由

である。明治憲法のもとで拷問による自白の強要などがおこなわれた反省から、日本国憲法は、人身の自由を詳細に規定している。奴隷的拘束や苦役からの自由、拷問・残虐刑の禁止のほか、裁判所の令状がなければ、逮捕・捜索・押収をゆるさない令状主義の原則、被疑者・被告人の黙秘権や弁護人依頼権などを保障している。また、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科されるのかを、事前に明確に法律で定めておかなければならず(罪刑法定主義)、刑罰を科すためには、法の定める適正な手続きによらなければならない(適正手続きの保障)。冤罪(無実の罪)をふせぐためにも、これらの規定は厳格に守られなければならない。また、犯罪被害者の人権への配慮も強く求められるようになった。

●経済活動の自由

資本主義の発達を法の側面からささえてきたのが経済活動の自由である。職業選択の自由

(第22条)と財産権の保障(第29条)がある。しかし、経済活動の自由を無制限に認めてきた結果、貧富の差や社会的な不公平が生じたので、こんにちでは、経済活動の自由は、経済的弱者保護などの政策的な目的のために制限を受けるものと考えられている。そこで憲法は、これらの規定に「公共の福祉」による制限を明記している。ただし、公共のためであれ、私有地を収用するなど、一部の国民に特別の負担が生じた場合、正当な補償が必要とされる。

地位	手続きの流れ	拘束場所	機関	憲法の条項
被疑者	逮捕(48時間以内) 送検(24時間以内) 拘置決定 起訴(20日以内) 裁判	警察の留置場 代用刑事施設	警察 検察	●第31条-適法手続きの保障 ●第33条-令状主義 ●第35条-令状主義 ●第34条-抑留・拘禁に対する保障 ●第36条-拷問の禁止 ●第38条-供述の不強要、自白の証拠能力
被告人		拘置所	裁判所	●第32条-裁判を受ける権利 ●第37条-刑事被告人の諸権利 ①公平・迅速・公開裁判を受ける権利 ②証人審問・証人を求める権利 ③弁護人依頼権
受刑者	有罪 無罪	刑務所	刑務所	●第36条-残虐な刑罰の禁止 ●第40条-刑事補償

わからない一概にいえない
場合によっては死刑もやむをえない 80.3% 9.9
どんな場合でも廃止すべきである9.7

存置する理由 (複数回答)	廃止する理由 (複数回答)
死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがあさまらぬ 凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ	裁判に勝りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しつかない 生かしておいて罪の償いをさせたほうがよい
凶悪な犯罪を犯す人は生かしておくともた同じような犯罪を犯す危険がある 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える	国家であっても人を殺すことはゆるされない 人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である 死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が増加するとは思わない 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生の可能性がある

②死刑制度の存廃 2014年。内閣府「基本的法制度に関する世論調査」による。

冤罪はなぜおきるのか？

● 冤罪(無実の罪)がなくならないのはなぜだろう？
● 冤罪をふせぐためには、何が必要とされるのだろうか？



サキ● 罪をおかしていないのに逮捕・投獄された人が釈放されたって、本当の話ですか？

先生● 足利事件のことかな。その人は、DNA鑑定を有力な証拠として、無期懲役の判決を受けて服役していたのだけど、DNAを再鑑定したら、真犯人ではないことがわかったんだ。このように有罪判決の確定後でも、無罪と認めるべき新たな証拠が出てきた場合、裁判をやりなおす制度がある。

同じ事件を再度審査する制度。
これを再審制度という。



この人は再審で無罪が確定したけれど、17年半もの間、刑務所に入れられていたんだ。冤罪は過去の問題ではないんだよ。

サキ● なぜ冤罪はおきるのでしょうか？

先生● まず、警察による密室での長時間にわたる取調べが背景にある。加えて、本来は拘留所に勾留されるべきなのに、警察の留置所が代用されるのも問題だ。この代用刑事施設を使えば、長時間の取調べが可能で、被疑者は警察の完全な支配下におかれる。弁護士と相談する機会と時間が十分でない

ため無実の人でも、捜査段階で自分の罪を認めてしまうことがある。足利事件でもこうした自白があったんだ。さらに検察官が、警察の捜査の問題点をただす役割をはたしていないケースもある。でも最大の問題は、本当に無実なら自白などしないはずと、裁判官も思いこむことがある点だね。

どうすれば冤罪をふせぐことができるのでしょうか？



先生● 憲法は被疑者・被告人の権利を詳細に定めている。たとえば、第38条では自白が唯一の不利な証拠である場合は有罪とされないと定めて、自白の偏重をいましてる。具体策としては、冤罪の温床ともいわれる代用刑事施設の利用をやめること。また取調べの過程を録画するなど、取調べの可視化の徹底により、長時間の取調べや自白の強要は困難になる。さらに、被疑者の段階での国による弁護人の拡充も必要だ。そして、「疑わしきは罰せず」という憲法の考え方を、現実の刑事裁判で生かすための工夫と努力をすることがたいせつだね。

おもな冤罪事件(再審無罪判決が出された順)

事件名	罪名	判決	再審無罪判決
吉田がんくつ王事件	強盗殺人	無期懲役	1963年
弘前大学教授夫人殺し	殺人	懲役15年	1977年
加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	1977年
青森老女殺し	婦女暴行殺人	懲役10年	1978年
免田事件	強盗殺人	死刑	1983年
財田川事件	強盗殺人	死刑	1984年
松山事件	強盗殺人放火	死刑	1984年
徳島ラジコ商殺し	殺人	懲役13年	1985年
島田事件	殺人	死刑	1989年
足利事件	誘拐殺人 死体遺棄	無期懲役	2010年
布川事件	強盗殺人	無期懲役	2011年

足利事件の無罪判決 2009年。栃木県足利市でおきた女児殺害事件で逮捕された菅家利和さんのDNA型と、女児の服に残された真犯人のDNA型が一致したことが、有罪の有力な根拠とされた。2008年の再鑑定でDNA型が「不一致」であったことが判明すると、検察は再審の結果をまたずに刑の執行を停止し、菅家さんを釈放した。

POINT

- ▶ 冤罪をうみだす要因の一つには、密室での長時間にわたる取調べや自白の強要がある。
- ▶ 取調べの可視化の拡大のほか、「疑わしきは罰せず」の原則を裁判で生かすことが重要となる。